遠藤　厚　北村　芳實
高橋　廣　中島　修

正六位に叙する（各通）
青木　忠二　木下　和士
下川原武次　武田　哲郎
長沼　力
（栃木県警部）

従六位に叙する（各通）
倉田　知
永隈　春惠
野中　富夫

従七位に叙する（以上1月二十五日）
徳山　長秀

従七位に叙する
青木　元春

従五位に叙する
日吉　武夫
儘田　侑治
森　ふじ枝

従七位
（鈴鹿工業高等専門学校名誉教授）
西谷　正

従五位に叙する
宇津城　勇
姫野せつ子

従五位に叙する（各通）
今村　典夫
内藤　雅行

従六位に叙する（各通）
荒木長四郎
舩木昭三久
大竹　裕
吉野　三郎

正七位に叙する（各通）（以上1月二十七日）
三原　定一

従四位に叙する（各通）
飯島　昭三

従六位に叙する（各通）
柏木　仁　中里　章男

正七位に叙する（各通）
成田　憲一

従七位に叙する（以上1月二十六日）
（東京外国語大学名誉教授）
國松　昭

従七位に叙する
仁木　巖雄

従六位に叙する（各通）
金田　宏
鶴　清晴

正六位に叙する（各通）
黒田　禎之
濱崎　守

従六位に叙する（各通）
中尾　俊雄

従七位に叙する
渡**邉**　輝雄

秋富　幾夫
小栗　孝司

（鹿児島県警部）

従六位に叙する（各通）
小山　徳幸

正七位に叙する（各通）（以上1月二十八日）
高野　良治
三**邉**　正樹

従四位に叙する
（国立大学法人職員）
大柳　康

従五位に叙する
守谷　俊雄

従六位に叙する（以上1月二十九日）
野口　隆次

正六位に叙する（1月三十日）
○叙勲

旭日小綬章を授ける
栗山　進

旭日双光章を授ける（各通）
平岡　正明
森切　正雄

旭日小綬章を授ける
小野吉太郎

旭日単光章を授ける（各通）（以上1月二十三日）
鹿山　眞明　玉井　福胤
西出　清三

旭日双光章を授ける（各通）
田嶋　成義
大和　肇
吉田　保

旭日単光章を授ける（各通）（以上1月二十四日）
草皆　隆悦
黒木　茂
成海　仁助

旭日小綬章を授ける（各通）
原　日出夫
三浦　茂彦
宮武　克安

旭日単光章を授ける（各通）（以上1月二十五日）
笠原佳一郎
人見　登晃
四宮　正俊
矢田　仲治

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上1月二十四日）
小河　英一
野牧　省一
嶋崎　健児
平山　正已
藤平　俊
藤田砲四朗
村山　郷
横川登代司
和田　宣

瑞宝双光章を授ける（各通）
市岡　重雄
伊藤　太
久保　正則

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上1月二十三日）
伊藤　博之
小島　弘平
小三　謙
木村　泰史

瑞宝双光章を授ける（各通）
宮野　敏弘
村山　富美
清**家**　典利
中村　文男
山本　明

瑞宝単光章を授ける（以上1月二十四日）
福里　三郎

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上1月二十七日）
北村　芳實
杉山　尚康
倉田　知
武田　哲郎
長沼　力
和合　優
下三原武次
中島　修

青木　元春
灘　國一

（栃木県警部）

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上1月二十五日）
佐藤正四郎
森　ふじ枝
中里　章男
渡邊　可徳
成田　憲一

瑞宝双光章を授ける（各通）
中尾　俊雄

瑞宝単光章を授ける（以上1月二十六日）
（東京外国語大学名誉教授）
國松　昭

瑞宝中綬章を授ける
飯島　昭三

（鈴鹿工業高等専門学校名誉教授）
西谷　正

瑞宝小綬章を授ける（各通）
宇津城　勇
姫野せつ子

瑞宝双光章を授ける（各通）（以上1月二十七日）
三原　定一

瑞宝小綬章を授ける
秋富　幾夫
佐藤　哲生

瑞宝双光章を授ける（各通）
泡谷　芳造
小栗　孝司
徳永　洋一
三**邉**　正樹

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上1月二十八日）
（鹿児島県警部）

瑞宝双光章を授ける（各通）
（国立大学法人職員）
大柳　康

瑞宝小綬章を授ける（1月二十九日）
菅井　圀
難波　龍已
野中　富夫
宮本　數男

官庁報告

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、四国電気通信産業合同労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成24年3月6日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成24年3月2日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表

徳島県　西日本電信電話株式会社徳島支店及び株式会社NTT西日本―四国徳島事業部

愛媛県　株式会社NTTファシリティーズ関西事業本部四国支店

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、富山労働局の関係事業主を代表する者廣瀬豊の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第2条第1項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成24年3月2日

厚生労働大臣　小宮山洋子

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第3条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、富山労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書2部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　平成24年3月13日

4　推薦書及び添付書類提出先　富山労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名　印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

（注）1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。